

「女性のライフスタイルの変化等に対応した年金の  
在り方に関する検討会」（第12回）議事次第

平成13年10月3日（水）14:00～16:00

於 厚生労働省省議室

1. 開 会

2. 委員出席状況報告

3. 議 事

- ・ 女性と年金をめぐる諸論点についての討議

4. 閉 会

## 第3号被保険者についてのこれまでの議論の概要

- 第3号被保険者制度を創設した昭和60年改正の当時は、自分で保険料を納めて年金権を受けたいという意見よりも第3号被保険者制度によって婦人の年金が確立されたという声が圧倒的に多かった。
- 第3号被保険者制度は制度導入当時はそれなりの意義はあったが、現在では、被扶養内での就業を促進するという矛盾を作り出している。
- 無収入である学生、自営業の妻との不均衡が存在する。
- 農業者の女性については、税務申告上給与があるという形式になっているだけで実際には給与がないという場合も多く、また、育児休暇もない。農業を取り巻く環境が厳しくなる中、経営を必死に支えながら、年金保険料を納めているのが現状である。
- 現行の年金制度では、第1号被保険者は応益負担で、第2号、第3号被保険者は応能負担であり、負担の考え方が全く異なるので、第1号被保険者と第2、3号被保険者とは比較できない。
- 専業主婦というグループも一律で扱うのではなく、パートで働いている人、働いていない専業主婦、パートであっても社会保険に加入して働いている人を区別して議論する必要があるのではないか。
- 現在、専業主婦については保険料の負担なしに給付がなされているが、これは本来ならば資力調査を行い、生活に困窮している者について、憲法で認められた最低限度の生活水準を維持させるという扶助原理に基づくものであり、恩恵的な権利である。一方、昭和60年改正前の任意加入制度では保険料を負担しており、これは対価的関連を持つ保険原理に基づくものであり、当然に給付を受ける権利である。
- そもそも社会保険は応能負担でニーズに応じた給付を行うもので、保険原理と扶助原理に基づいており、基礎年金自体、応能負担・定額給付で、扶助原理と保険原理の混合であり、昭和60年改正前と改正後で原理が異なるというものではない。
- 主婦という存在価値が家庭の中でも、社会的にも認められるべきであり、そのためにも、社会の一員として、主婦が労働をしている証として、保険料を個人負担した方がよい。

- サラリーマンの妻は保険料を払っていないわけではなく、世帯単位で夫婦の保険料を応能負担で払っている。
  - 夫の年収が上がるほど女性が専業主婦化することは明らかであるが、末子年齢が低い層では、夫の収入がとても低くても、その妻の半数以上が専業主婦であることを考えると、専業主婦全てが保険料を負担するという事は難しい。一方、働ける環境があっても働かないという選択を行う場合には保険料を免除する必要はない。
  - 現在、多くの女性は育児期間中には離職して家庭にいるという事実があり、単純に第3号被保険者制度を廃止することは出産抑制的な効果を及ぼす。育児をしながら働くことができる環境が十分に整備されていない場合には、次世代の育成を担っているという点で年金制度上一定の評価を行い、不利にならないようにすべきである。
  - 夫の所得が高い層ほど第3号被保険者が多く、保険料が免除されている一方で、夫の所得が低い層には妻が第1号被保険者として保険料を負担している場合も多くあり、逆進的な状況が生じている。
  - 基礎年金は応能負担・定額給付であるため、所得が高い者ほど損をするシステムであり、これと第3号被保険者制度で得をすることが相殺しあうことになるので、必ずしも逆進的であるとはいえない。
  - 収入のない専業主婦に対して保険料を賦課すると、免除や滞納や加入拒否が大量に発生するおそれがあり、年金制度に対する信頼を損なう結果となりかねない。
- 
- 妻は夫の収入に対して家事労働等無償労働で寄与しており、夫の財産の1/2について潜在的持分権を有している。また、妻は婚姻費用を夫と共有しており、働いて収入のある夫に婚姻費用分担義務がある。しかも、夫婦には特に重い生活保持義務がある。したがって、妻の年金保険料は婚姻費用に含まれると考え、具体的な保険料額を算出し、夫婦の分を夫が全額拠出することにより、妻にも夫と同額の年金を給付すべきである。これは一種の賃金分割で、共働き夫婦にも適用可能。この考え方は、少なくとも法律上、民法上問題がなく、可能であるが、これを現実の政策として、今、採用し得るかどうか、国民意識に沿うかどうかということは次のレベルの問題として考えたい。
  - 潜在的持分というのは権利ではない。権利として認められるのは死亡相続のときと離婚のときだけ。1/2の財産分与、夫婦の財産の共有、潜在的持分についても、いろいろな学説、判例があるのではないか。潜

在的持分、共有ということと保険料負担能力があるということは別の話なのではないか。世帯単位の応能負担と考えれば、現行制度でも合理性はある。

- 社会保険、特に被用者保険においては、負担能力の判断基準は賃金だけである。潜在的持分権の対象は資産であると考えられるが、これと負担能力はどのような関係になるのか、資産も負担能力の判断基準にするということなのか、という点が問題になる。
- 税法上は、婚姻期間中に夫の所得から夫の名義で取得した資産について、潜在的であるにせよ、ないにせよ、妻の持ち分は観念されていないのが現在の判例及び課税実務の考え方である。
- 被用者保険の基礎的給付部分について、応能負担原理を修正し、応益負担原理を一部加味すべき。具体的には、専業主婦世帯の保険料率を共働き世帯の保険料率よりも高くするべきである。
- 月額50万円の片働き世帯と夫婦の合計賃金が50万円の共働き世帯の場合、現行では保険料額も年金額も同額であるが、専業主婦の妻分の保険料を賦課すると、年金額は同額にもかかわらず保険料負担は片働き世帯の方が多くなり、不公平である。
- 夫の賃金に対して妻の保険料分としての定率負担を課するという提案については、基本的には厚生年金は応能負担で定額給付と所得比例給付が出るのに、妻の上乗せ分について定額給付のみで所得比例給付がないことになり、不公平であるという問題点がある。
- 片働き世帯の場合、妻の家事労働により帰属所得が発生しており、応能負担という考え方に立っても、その分保険料が高くても不公平ではない。
- 帰属所得は片働き世帯だけではなく共働き世帯にも発生するものであり、片働き世帯だけに保険料を課すことは不公平ではないか。また、帰属所得は観念的なものであり、現金があるわけではないので、制度化するのは困難である。
- 一般的に片働き世帯の所得は高く、また、低所得者部分については免除等を行えば、片働き世帯に上乗せの保険料負担を課しても大きな問題は生じない。

- 標準報酬月額の上限（現行62万円）を引き上げ、該当する人からはそれに見合った保険料をとっていく。しかし、引き上げた部分についての保険料負担は給付に反映させない。こうすることによって、夫が高所得である専業主婦世帯の負担を重くし、第3号被保険者に対する批判に応えるということも考えられるのではないか。
- 上限を引き上げた部分には事業主負担も生じることになり、事業主側も痛みを負うこととなる。
- 第3号被保険者制度を廃止することは、再び女性の無年金の問題を生じさせることになり妥当でなく、パート就労者への厚生年金の適用拡大、基準額である130万円の引き下げなどでその範囲を縮小することにととめるべきである。
- 第3号被保険者制度を廃止し、現在の第3号被保険者は国民年金の任意加入にするという案もあるが、年金財政を不安定にし、任意非加入者は無年金・低年金になり皆年金でなくなる、という問題点がある。
- 厚生年金の保険料を基礎年金分の定額保険料と厚生年金分の定率保険料に区分し、第3号被保険者は定額保険料を支払うこととするという案もあるが、定額保険料は逆進的で、低賃金の者の負担が重くなるという問題点がある。
- 第3号被保険者の給付水準を引き下げるという案もあるが、片働き世帯をモデルとしている被用者年金の水準の見直しが今必要になってくるということに留意する必要がある。
- 賃金の2分2乗法により年金分割を行った場合、妻の60歳から65歳までの間は妻の年金が出ないので、夫婦の年金水準が低くなってしまいうという問題や、子どもの遺族年金をどうするのか、実態としては遺族年金の切り下げにすぎず、低所得の女性高齢者を増やすだけではないか、といった問題がある。
- 女性単身世帯の年金額と比較してみると、第3号被保険者の6万7千円という年金額は高すぎるのではないか。配偶者の年金は被保険者のその50%というアメリカの例などをみても、半額でいいのではないか。
- アメリカの例と比較する場合、日本は2階部分も含めて計算する必要がある。そうすると、アメリカと日本はそう変わらない。

○ 第3号被保険者制度の改正の時期をある程度明示することで、50歳代以上の世代の女性には安心感を与える一方で、若い世代の女性には経済的自立を促していくということが非常に重要であるのではないか。

### 第3号被保険者制度に係る論点について

	頁
◆ 各制度における保険料（税）賦課の考え方について ……	1
◆ 昭和60年改正前後のサラリーマンの被扶養配偶者 に係る保険料負担と給付の位置づけの違い ……	2
◆ 基礎年金の費用負担 ……	3
◆ 現行の制度における保険料負担と給付 ……	4
◆ 現行の制度における保険料負担と給付（参考1） ……	5
◆ 現行の制度における保険料負担と給付（参考2） ……	6
◆ これまで議論のあった第3号被保険者に係る保険料 負担の考え方 ……	7
◆ 現行の制度とⅠ案の比較 ……	8
◆ Ⅰ案の議論のポイント ……	9
◆ 現行の制度とⅡ案の比較 ……	10
◆ Ⅱ案の議論のポイント ……	11
◆ 現行の制度とⅢ案の比較 ……	12

◆ Ⅲ案の議論のポイント ……	13
◆ 現行の制度とⅣ案の比較 ……	14
◆ Ⅳ案の議論のポイント ……	15
◆ Ⅴ案の議論のポイント ……	16
◆ 現行の制度とⅥ案の比較 ……	17
◆ Ⅵ案の議論のポイント ……	18

# 各制度における保険料(税)賦課の考え方について

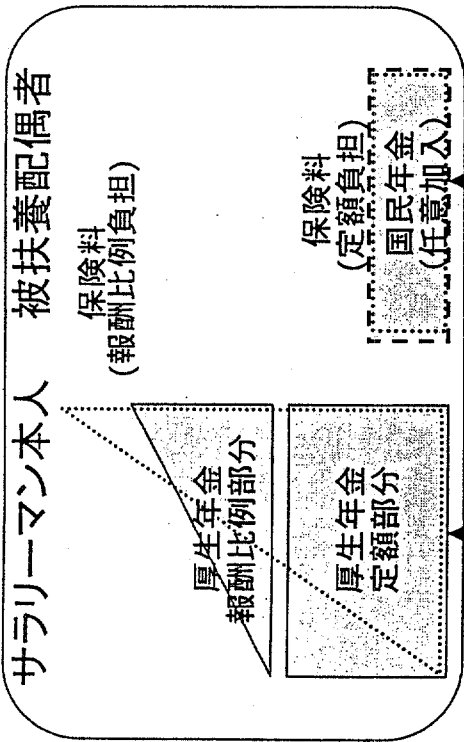
- 保険料は定型的に所得がないと考えられる者には賦課していない。
- 負担能力の判定(とりわけ保険料減免)に当たっては、最終的には世帯を単位としてとらえられている。

	賦課される保険料(税)額	納付義務者	連帯納付義務	負担額について納付義務者本人の所得以外の考慮要素
国民年金 〔第1号被保険者〕 (自営業者等)	被保険者個人ごとに定額 (現在13,300円)を賦課	被保険者	世帯主及び 配偶者	被保険者本人、世帯主、配偶者がいずれも一定の収入以下である場合は、保険料の一部又は全部を免除
厚生年金 健康保険	被保険者個人ごとに標準報酬(賃金)の一定割合(厚生年金は現在17.35%)を賦課	適用事業所 〔被保険者から 天引き徴収〕	なし	なし
国民健康保険	被保険者について算定した所得割額(定率)、資産割額(定率)、被保険者均等割額(定額)及び世帯別平等割額(定額)の合計額を世帯主(被保険者以外でも可)に賦課	世帯主 〔生活の中心と なる者〕	なし	定額部分について、世帯主(被保険者以外でも可)及び被保険者である世帯員の所得の合計額が一定金額以下であれば、減額
介護保険 〔第1号被保険者〕 (65歳以上)	被保険者個人ごとに所得段階別の定額を賦課	被保険者	世帯主及び 配偶者	他の世帯員がいずれも市町村民税非課税である場合は、基準額よりも減額 ※第1号被保険者の4分の3が市町村民税非課税である中で、可能な限り低所得者にきめ細かい配慮を行うため、世帯による保険料負担能力(他の世帯員の所得も考慮)を加味。
所得税 住民税	所得を稼得する個人に対し、所得の一定率(所得段階に応じた累進構造を持つ定率)を賦課	所得を稼得する個人	なし	納税者及び世帯員の人的事情等による所得控除(老年者控除、扶養控除等)



# 昭和60年改正前後のサラリーマンの被扶養配偶者に係る保険料負担と給付の位置づけの違い

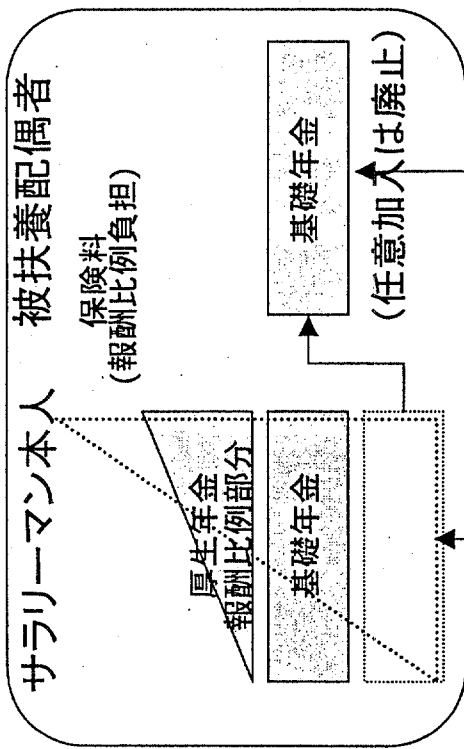
## 第3号被保険者制度創設前



- ・夫婦2人の生活を支える年金をサラリーマン本人に支給
- ・保険料は、サラリーマン本人が報酬比例で負担

- ・左の年金に加えて任意加入
- ・この場合、保険料は、被扶養配偶者が定額で負担

## 第3号被保険者制度創設後



- ・サラリーマンの年金から被扶養配偶者の基礎年金相当部分を分離
- ・保険料は、サラリーマン本人が報酬比例で負担

- ・この給付を含めて夫婦2人の生活を支える年金となっている

○被扶養配偶者の基礎年金は、従前の制度でサラリーマン本人に対して行われていた給付が基礎年金として分離したものである。

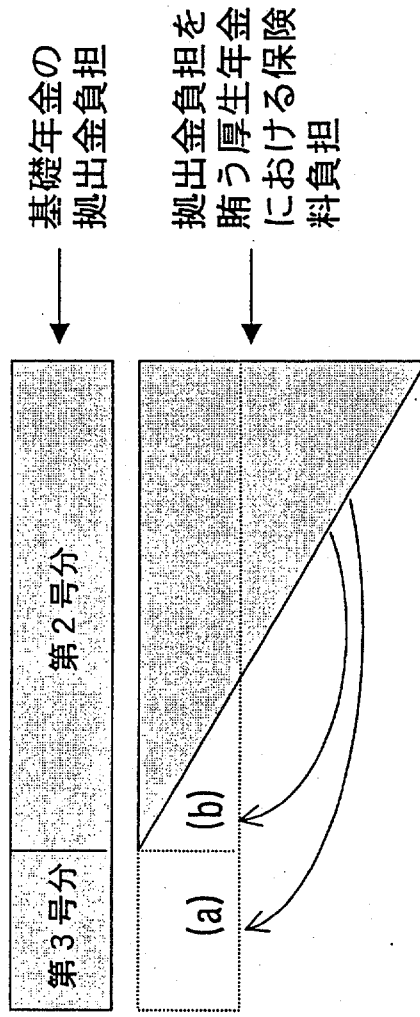
○任意加入はこれとは別途の負担による別途の給付であり、基礎年金の導入によって廃止された。

○したがって、かつて任意加入により保険料を負担していたから、現行の制度においても保険料を負担すべきということにはつながらない。

## 基礎年金の費用負担

- 基礎年金の給付に要する費用は、年度ごとの給付費の総額を、被用者年金各制度及び国民年金制度が、それぞれの被保険者数（被用者年金制度については第2号及び第3号。国民年金については、保険料納付者）で按分して負担（いわゆる頭割り）
- 厚生年金はこのように頭割りで割りふられた額を、被保険者の標準報酬（賃金）に応じて賦課する定率の保険料の中から負担している。すなわち、厚生年金制度においては、第2号被保険者が、賃金に比例する形で基礎年金費用を負担していることとなる。

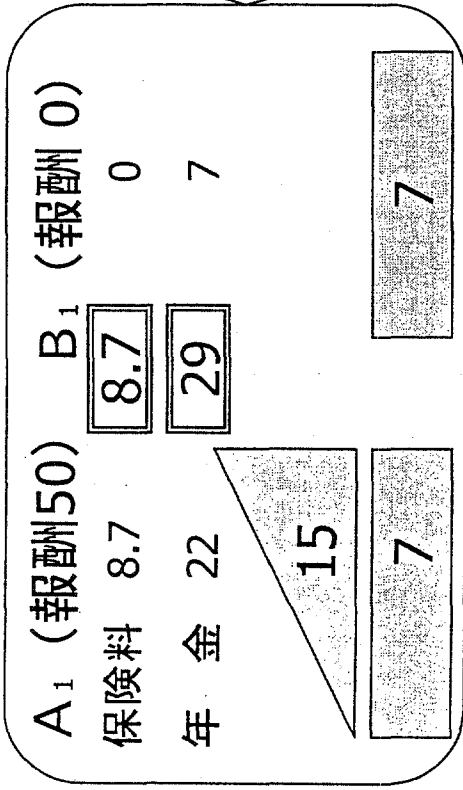
〔厚生年金の例〕



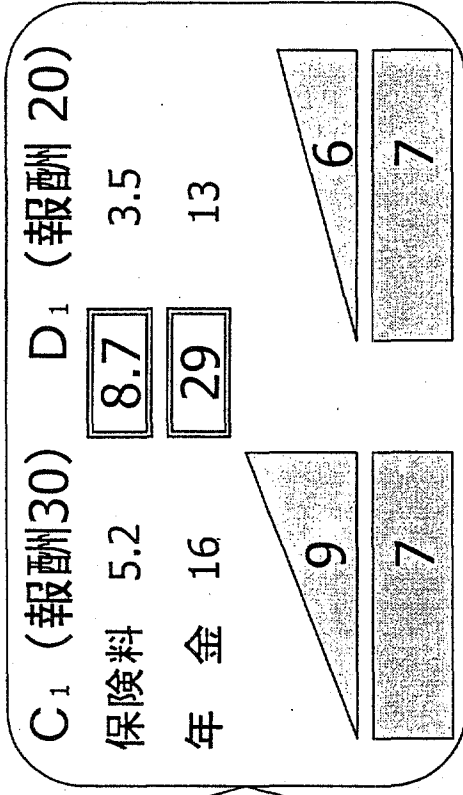
- したがって、保険料負担のない第3号被保険者、賃金が低く保険料負担の低い第2号被保険者の基礎年金負担を、高賃金の第2号被保険者が支える仕組みとなっている。
- また、第1号被保険者の保険料で第3号被保険者を支える仕組みにはなっていない。

# 現行の制度における保険料負担と給付

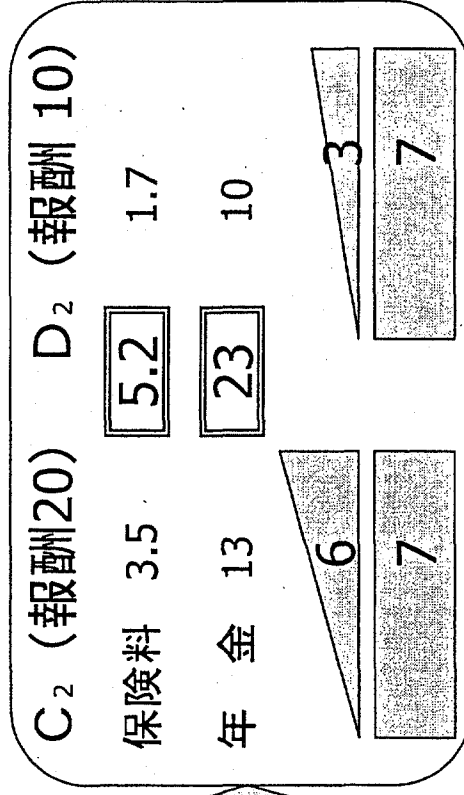
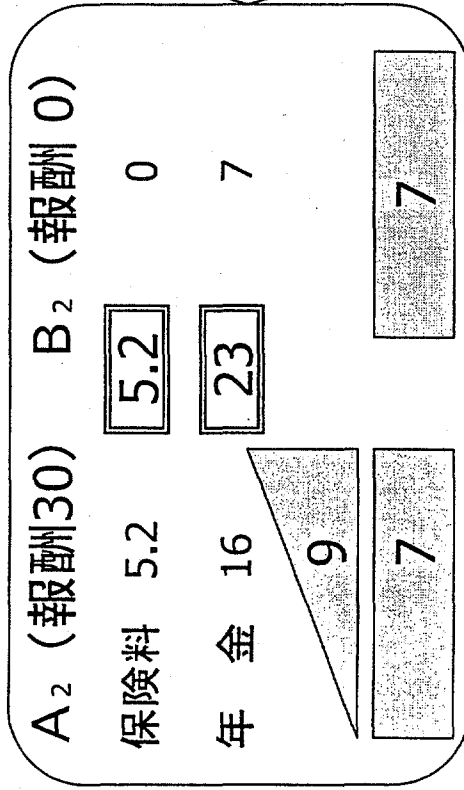
○世帯報酬50の場合



(単位：万円 以下同じ。)



○世帯報酬30の場合



○夫婦世帯で報酬額が同じであれば、保険料負担は同額で給付も同額

# 現行の制度における保険料負担と給付(参考1)

年金の保険料賦課や年金額算定の基礎となる標準報酬については、過大な年金給付を避けるなどの理由により上限が設定されている。現在の上限額は62万円。これにより、これを超える高い賃金であっても、保険料、年金額の計算上62万円として計算される。

A<sub>3</sub> (報酬80)    B<sub>3</sub> (報酬0)

[報酬62]

保険料 10.8    10.8    0

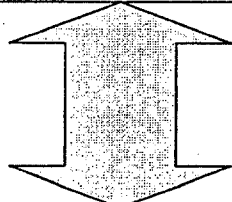
年金 26    33    7

19

7

7

保険料賦課ベース62



C<sub>3</sub> (報酬50)    D<sub>3</sub> (報酬30)

保険料 8.7    13.9    5.2

年金 22    38    16

15

7

9

7

保険料賦課ベース80

- 夫婦世帯で報酬額が同じであっても、標準報酬上限額の存在により、片働きと共働きで保険料賦課ベースが異なるケースが存在
- この場合、基礎年金に関しては、共働き世帯は片働き世帯より相対的に負担が重くなる

## 現行の制度における保険料負担と給付(参考2)

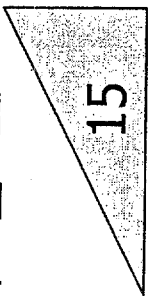
厚生年金のある妻の夫の死亡時の年金については、妻自身に対する基礎年金と、

- ①妻自身の厚生年金、②夫の厚生年金の3/4(遺族厚生年金)、
  - ③妻自身の厚生年金の1/2+夫の厚生年金の1/2(遺族厚生年金の2/3)
- のいずれかを選択することとなっている。

A<sub>1</sub> (報酬50) B<sub>1</sub> (報酬 0)

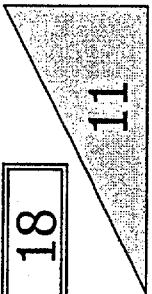
保険料 8.7 8.7 0

年金 22 29 7

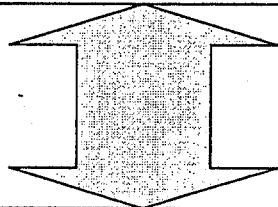


A<sub>1</sub>が亡くなった後のB<sub>1</sub>の給付

18



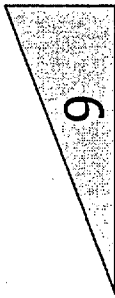
(老齢基礎年金 + A<sub>1</sub>の厚生年金の3/4)



C<sub>1</sub> (報酬30) D<sub>1</sub> (報酬 20)

保険料 5.2 8.7 3.5

年金 16 29 13



C<sub>1</sub>が亡くなった後のD<sub>1</sub>の給付

14.5



(老齢基礎年金 + C<sub>1</sub>、D<sub>1</sub>の厚生年金の1/2の合計額)

○夫婦世帯で報酬額が同じ場合、老齢年金では給付と負担の関係が同一であるが、遺族年金については同一とはならない(これは、遺族に対する年金の水準の問題)。

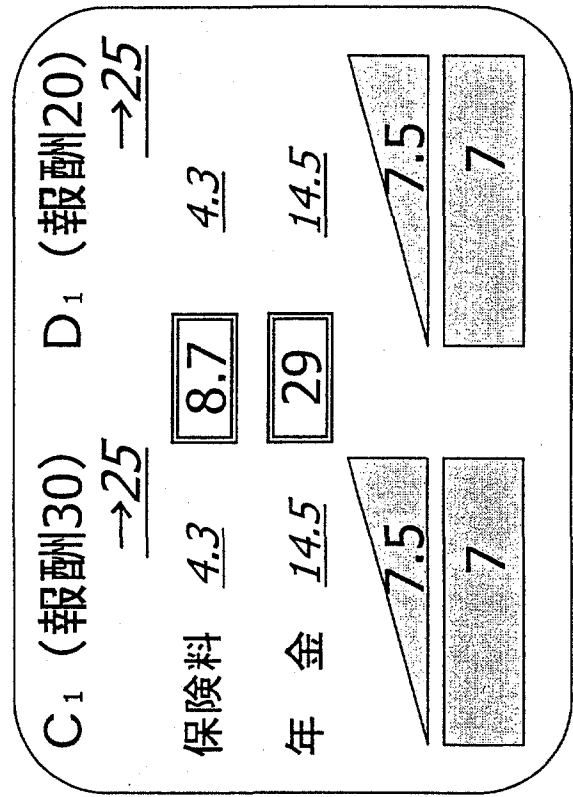
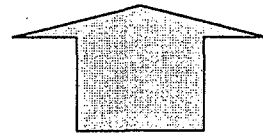
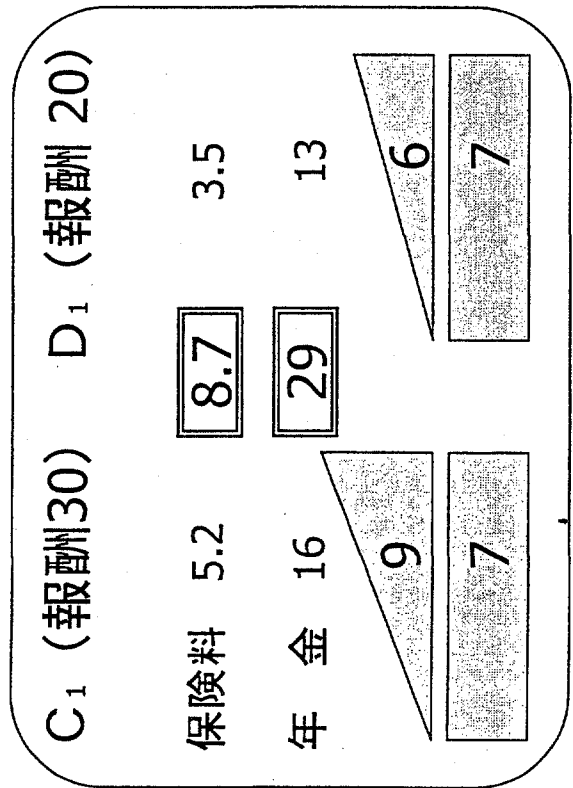
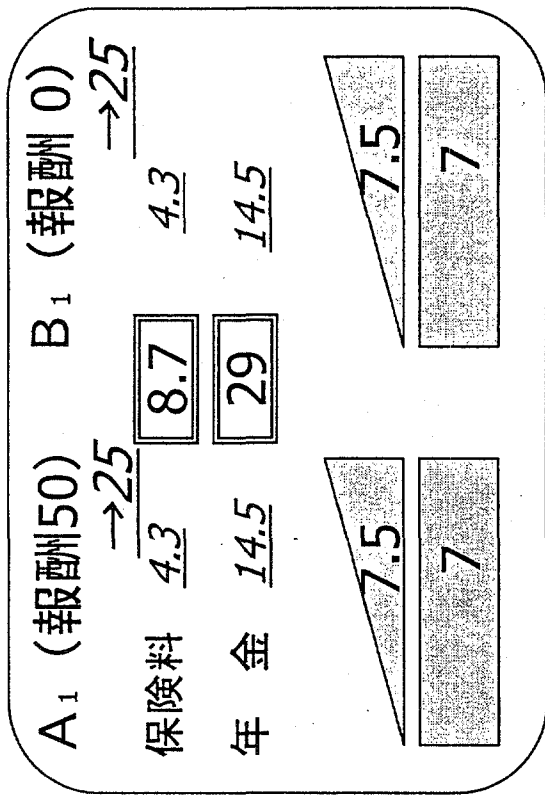
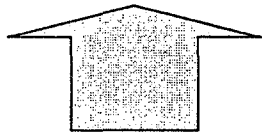
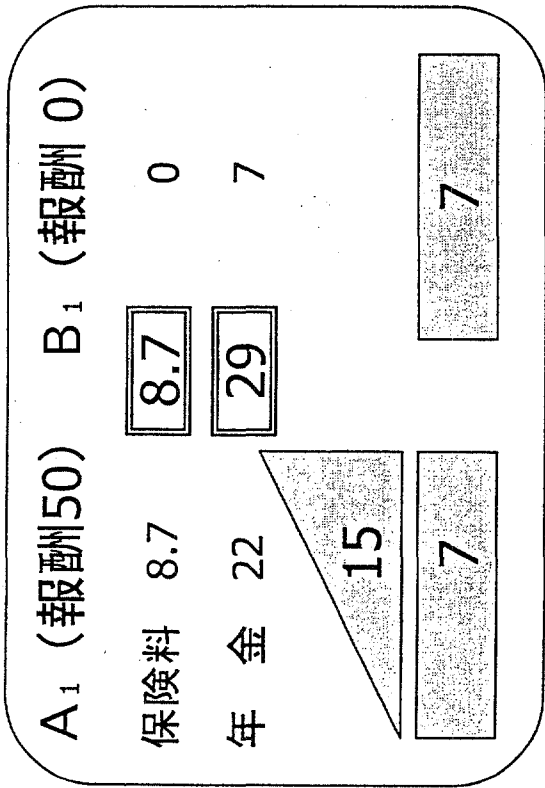
# これまで議論のあった第3号被保険者に係る保険料負担の考え方

〔第3号被保険者の範囲と関わりが深い「短時間労働者への厚生年金保険適用のあり方」については、次回検討会でご議論いただくこととしており、この資料には含まれていない。〕

	保険料負担の考え方	具体的な負担の求め方		第3号被保険者に係る保険料負担の考え方
		定率・定額	負担者(夫、妻)	
現 行	応 能 (負担能力に応じて)	定 率	夫	通常所得のない第3号被保険者に独自の負担を求めるとせず、第3号被保険者に係る拠出金負担は、夫の加入する被用者年金制度全体で定率負担する。
I	応 能 (負担能力に応じて)	定 率	妻	潜在的持分権の具体化による賃金分割を行った上で、妻自身にも分割された賃金に対して定率の負担を求める。
II	応 益 (受益に応じて)	定 額	妻	2号の定率保険料は、第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、それとは別に第3号被保険者たる妻自身に第1号被保険者と同額（現在13,300円）の負担を求める。
III	応 益 (受益に応じて)	定 額	夫	2号の定率保険料は、第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第1号の保険料と同額（13,300円）を加算した負担を求める。
IV	応 益 (受益に応じて)	定 率	夫	まず、2号の定率保険料を第3号被保険者の基礎年金に係る拠出金負担分を除いて設定し、第3号被保険者のいる世帯の夫には、それに第3号被保険者に係る拠出金負担に要する費用を第3号被保険者のいる世帯の夫の賃金総額で割った率を加算した負担を求める。
V	第3号被保険者を、育児・介護期間中の被扶養配偶者に限る（その余の期間については、いずれかの方法で保険料負担を求める。）。			
VI	応 能 (負担能力に応じて)	定 率	夫	専業主婦家庭の割合が高収入になると高まることに着目し、高所得者について保険料報酬上限を引き上げて、保険料の追加負担を求める。

(注) この資料については、スペースの関係上、第2号被保険者：夫、第3号被保険者：妻として作成している。

# 現行の制度とI案の比較





# 1 案の議論のポイント

個人で負担し個人で給付を受けるといふ原則を、応能負担のシステムを維持しながら貫くことができ、片働き、共働きを通じて、夫と妻それぞれに給付と負担の連動が明確となるほか、報酬比例部分も含めた離婚した場合の年金給付の在り方も明確となる。

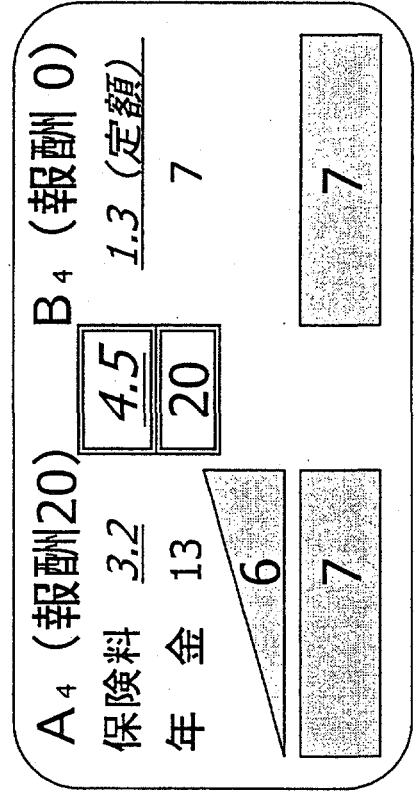
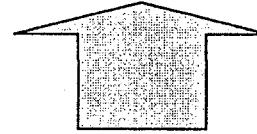
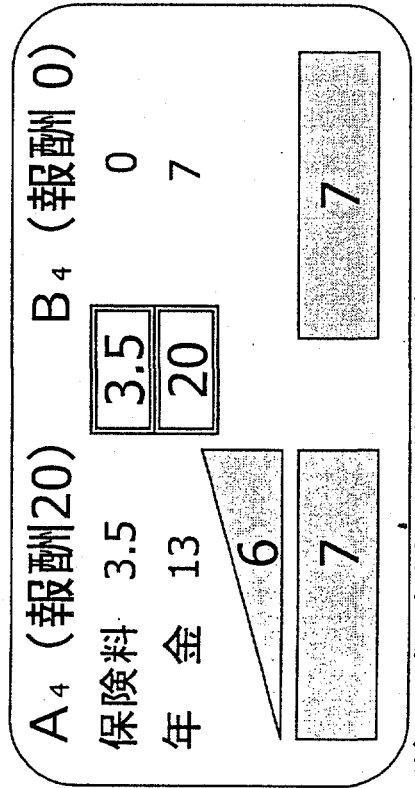
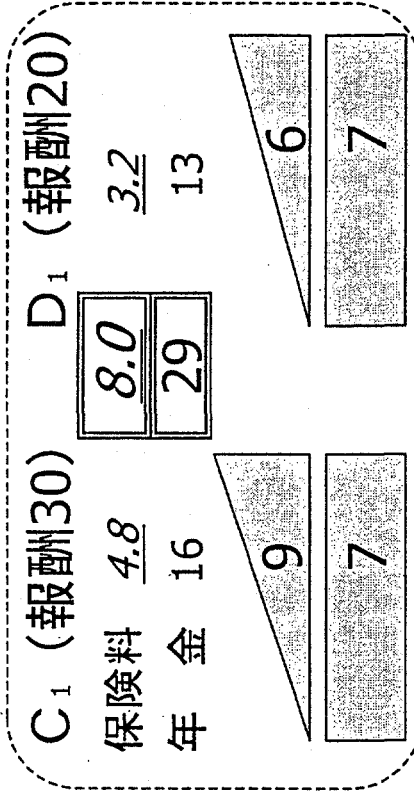
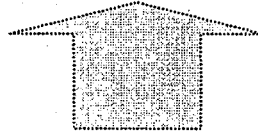
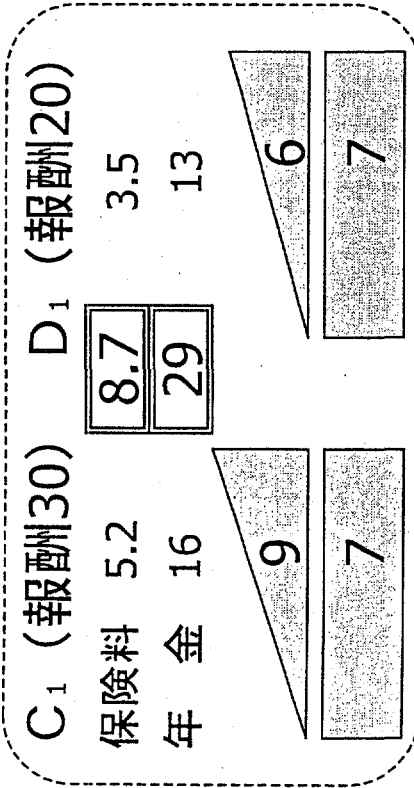
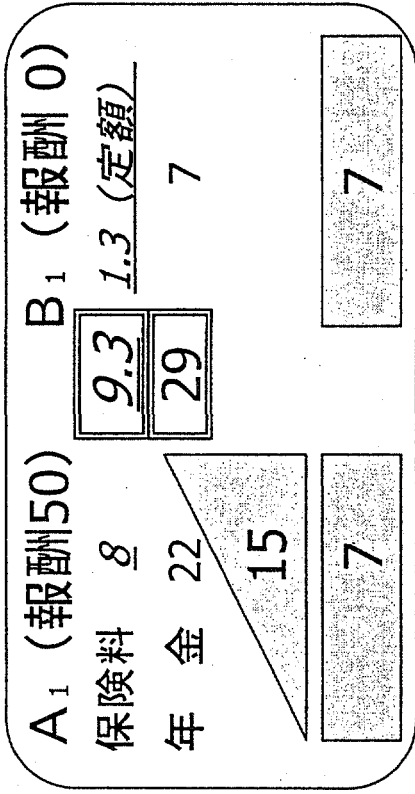
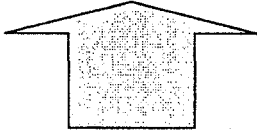
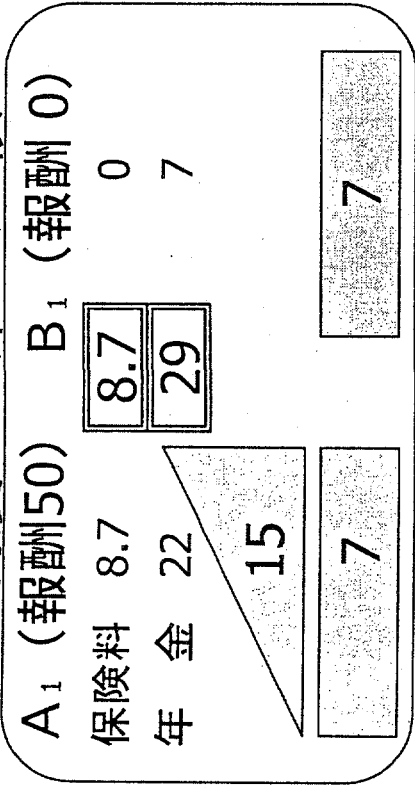
- 配偶者の所得に対する潜在的持分権の具体化という考え方自体が、まだ我が国の財産分与等の民事法制や税制上に定着していない現段階で、年金だけ先行してこの考え方を採用することについてどう考えるのか。(また、潜在的持分権は婚姻期間中に増加した資産に対する権利であり、これを報酬が得られる時点まで及ぼして考えることができるか。)
- 雇用関係のない配偶者も貸金分割により自ら厚生年金に加入して保険料を負担することになるのか。この場合、雇用関係のない配偶者に係る事業主負担をどう考えるか。事業主負担がつけられなければ、それに代わる財源はどう考えるのか。

(参考) 第2号被保険者(厚生年金)が納付する保険料 約20.2兆円(平成11年度) 第3号被保険者のいる第2号被保険者は2号全体の約3割(これらの者に係る貸金の半分が妻に分割される形となる。現在は、これに相当する部分も含めて2号被保険者の保険料全体を通じて2分の1の事業主負担が行われている)

- 共働きで貸金分割した場合、貸金分割により高くなる方は事業主の負担も上がることとなるのではないか。
- 雇用関係のない配偶者に賦課される保険料の特別徴収(天引き徴収)についてどう考えるか。できない場合、未納の増加を招くのではないか。
- 片働き世帯の世帯の保険料負担額と給付額は変わらなないため、共働き世帯及び単身世帯にとって不公平感の解消をどのように図るのか。
- 配偶者の一方が死亡した場合の遺族年金は、改正前よりも低くなるが、これをどう考えるか。
- 夫婦で加入する制度が異なる場合、例えば夫婦の一方が定額負担の第1号被保険者であったり、保険料率が異なる共済年金の被保険者である場合の扱いをどうするのか。



# 現行の制度とⅡ案の比較



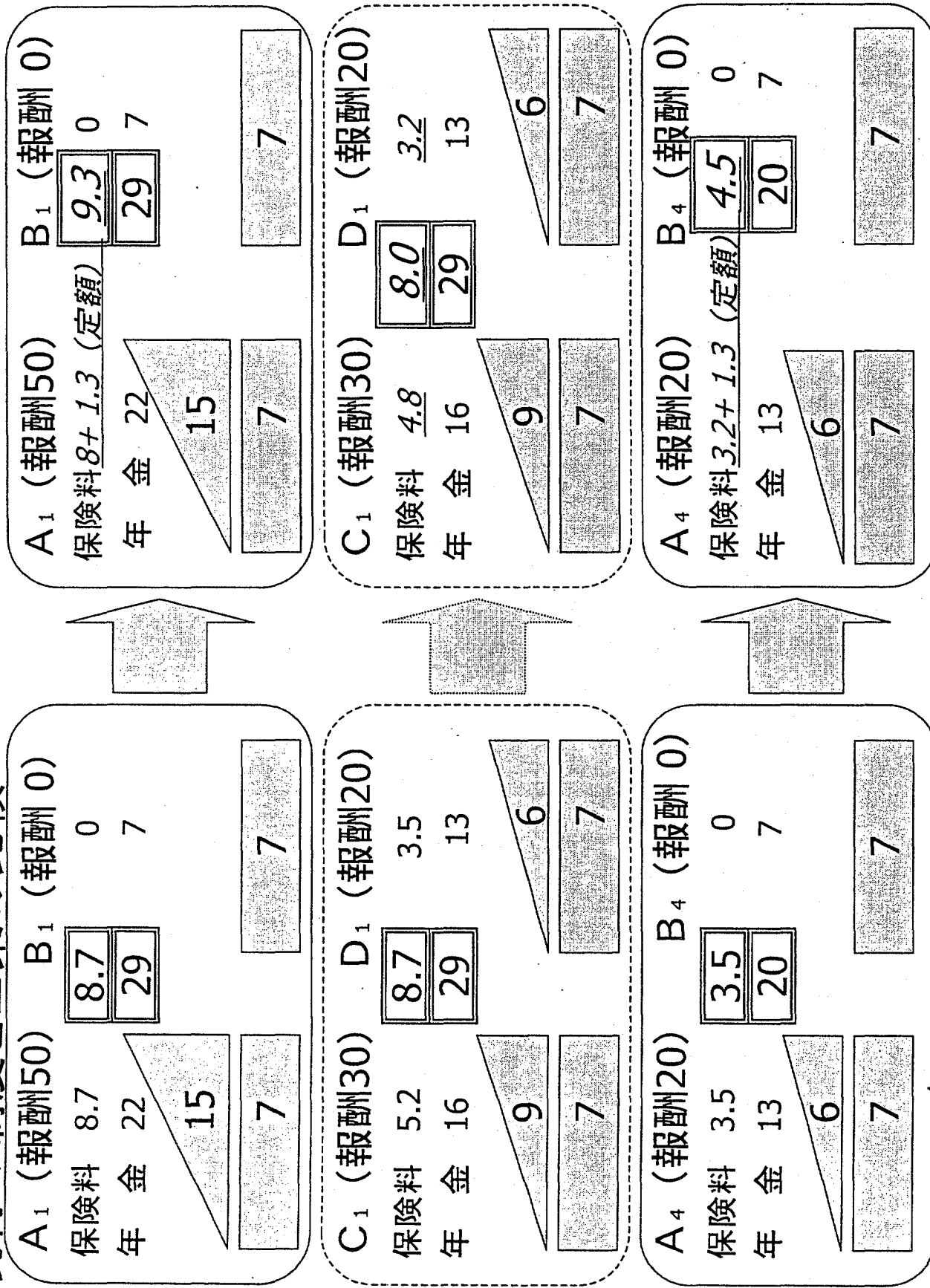
(注) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算〈3号のいる世帯16%+13,300円、それ以外の世帯16%〉による。

## II 案の議論のポイント

第3号被保険者も含めて個人全員が受益者負担の原則に立ち、保険料負担を行うことにより、第3号被保険者に係る負担についての不公平感を解消できる。

- 社会保険制度において被扶養配偶者という定型的に所得がない者に負担を課することができるのか。
- 被扶養配偶者を被用者年金制度の体系から外し、第1号被保険者と同じ扱いにすることとなるが、第1号被保険者の定額保険料は稼得の形態が多様な自営業者に対して、やむを得ず用いている方法であり、それを賃金という賦課ベースが明確な収入により生活を営んでいる世帯に当てはめることにより、応能負担という社会保障の基本を否定し、逆進性の問題が拡大することになるが、これは適切ではないのか。
- 医療保険も同様に制度を見直して、被扶養配偶者を健康保険から外して、国民健康保険に独自に加入することとなるのか。
- 世帯で見た場合、収入同一ならば、保険料も給付も同一という考え方がとれなくなるが、片働き世帯と共働き世帯の公平性をどのように見るのか。
- 雇用関係のない配偶者の保険料に係る事業主負担をどう考えるのか。事業主負担をつけられなければ、それに代わる財源をどう考えるのか。  
(参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円 (平成11年度)  
現在、この2分の1が事業主負担によって賄われている。
- 雇用関係のない配偶者に賦課される保険料の特別徴収(天引き徴収)についてどう考えるか。できない場合、未納の増加を招くのではないか。  
(片働き家庭においては、負担は増加するものの給付は変わらないことに対する不満や、保険料を負担する収入がないことなどにより、保険料を納めない者(未納者)の増加が予想され、結果として女性の無年金者、低年金者を生じさせることになるのではないか。)

# 現行の制度とⅢ案の比較



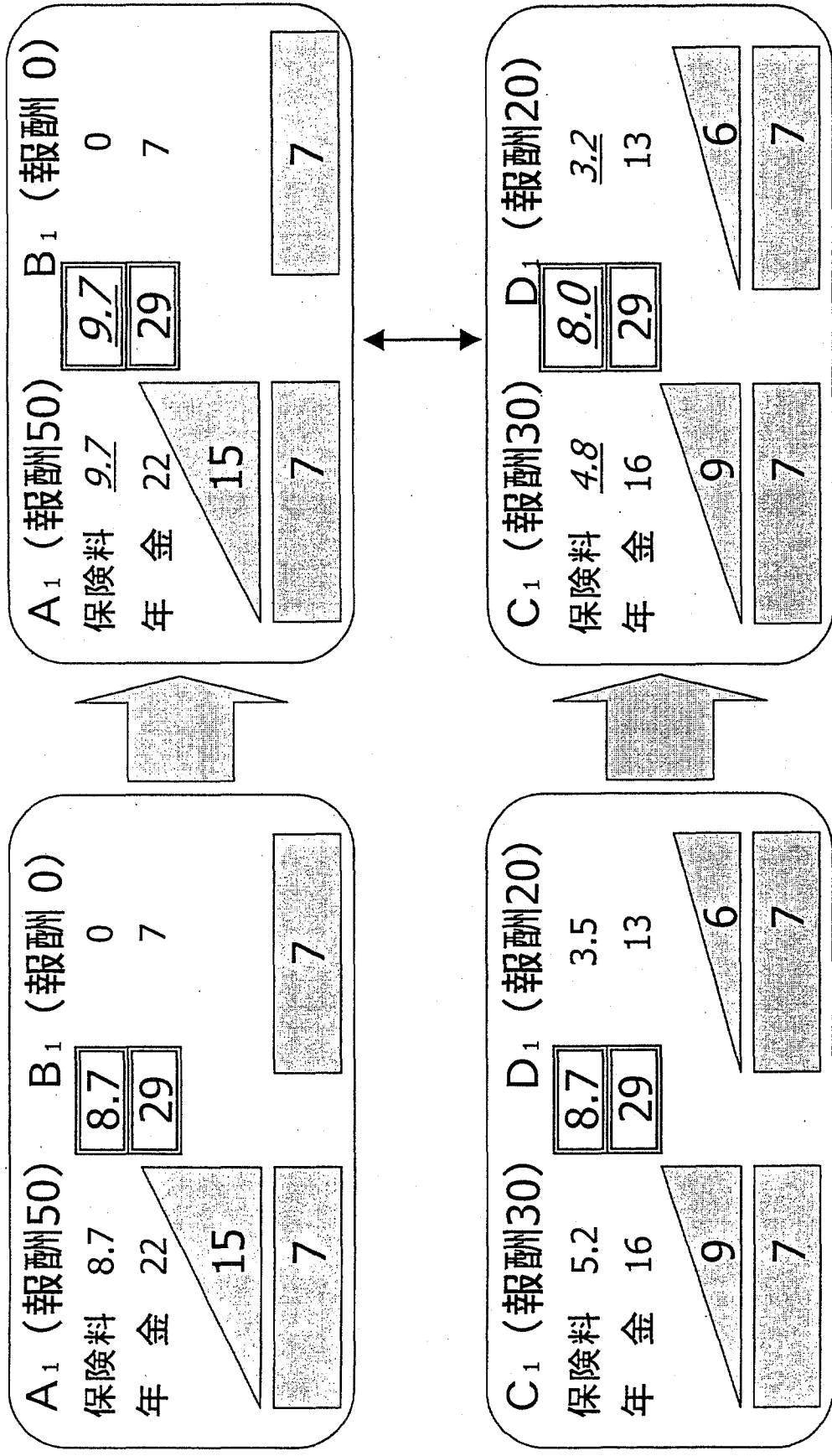
(注) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算(3号のいる世帯16%+13,300円、それ以外の世帯16%)による。

## Ⅲ 案の議論のポイント

所得のある者から負担を求めるといふ原則を貫きつつ、受益者負担の考え方を導入することにより第3号被保険者に係る負担についての不公平感を解消できる。

- 第1号被保険者の定額保険料は稼得の形態が多様な自営業者に対して、やむを得ず用いている方法であり、それを賃金という賦課ベースが明確な収入により生活を営んでいる世帯に当てはめることにより、応能負担という社会保障の基本を否定し、逆進性の問題が拡大することになるが、これは適切ではないのか。
- 第2号被保険者、第3号被保険者に係る拠出金負担について、保険料を報酬比例で負担する被用者年金制度全体で負担することで、自身の保険料負担のない第3号被保険者のみならず、報酬額が低く保険料負担の低い第2号被保険者にも同様の受益が及んでいると考えられるなかで、第3号被保険者についてのみ応能負担に改めるといふ考え方が採り得るか。
- 医療保険も同様に制度を見直して、扶養家族分の保険料を徴収することとなるのか。
- 雇用関係のない配偶者分に相当する追加負担部分に係る事業主負担をどう考えるのか。事業主負担をつけられなければ、それに代わる財源をどう考えるのか。  
(参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円 (平成11年度)  
この半分が事業主負担によって賄われている。
- 世帯で見た場合、収入同一ならば、保険料も給付も同一という考え方がとれなくなるが、片働き世帯と共働き世帯の公平性をどのように見るのか。

# 現行の制度とIV案の比較



(注) 保険料は、第2回検討会資料で示した試算〈保険料率=3号のいる世帯19.3%、それ以外の世帯16%〉による。

## IV案の議論のポイント

被用者の保険料負担に係る応能原則を貫きつつ、第3号被保険者について世帯単位での受益者負担の考え方を導入することにより、第3号被保険者に係る負担についての不公平感を解消できる。

- 第2号被保険者、第3号被保険者に係る拠出金負担について、保険料を報酬比例で負担する被用者年金制度全体で負担することで、自身の保険料負担のない第3号被保険者のみならず、報酬額が低く保険料負担の低い第2号被保険者にも同様の受益が及んでいると考えられるなかで、第3号被保険者についてのみ応益負担を導入するという考え方が採り得るか。
- 応益負担の考え方を基本としつつ、被用者年金制度内における応能負担原則（定率負担方式）をとることにより、夫の報酬額によっては、第1号被保険者の定額保険料（13,300円）を超える追加負担が生じたり、下回る負担となったりすることとなるが、これをどのように考えるか。
- 医療保険も同様に制度を見直して、扶養家族分の保険料を徴収することとなるのか。
- 雇用関係のない配偶者分に相当する追加負担部分に係る事業主負担をどう考えるのか。事業主負担をつけられなければ、それに代わる財源をどう考えるのか。  
(参考) 第3号被保険者に係る拠出金負担のうち国庫負担を除いた部分 約1.7兆円（平成11年度）  
この半分が事業主負担によって賄われている。
- 世帯で見た場合、収入同一ならば、保険料も給付も同一になるという考え方がとれなくなるが、片働き世帯と共働き世帯の公平性をどのように見るのか。

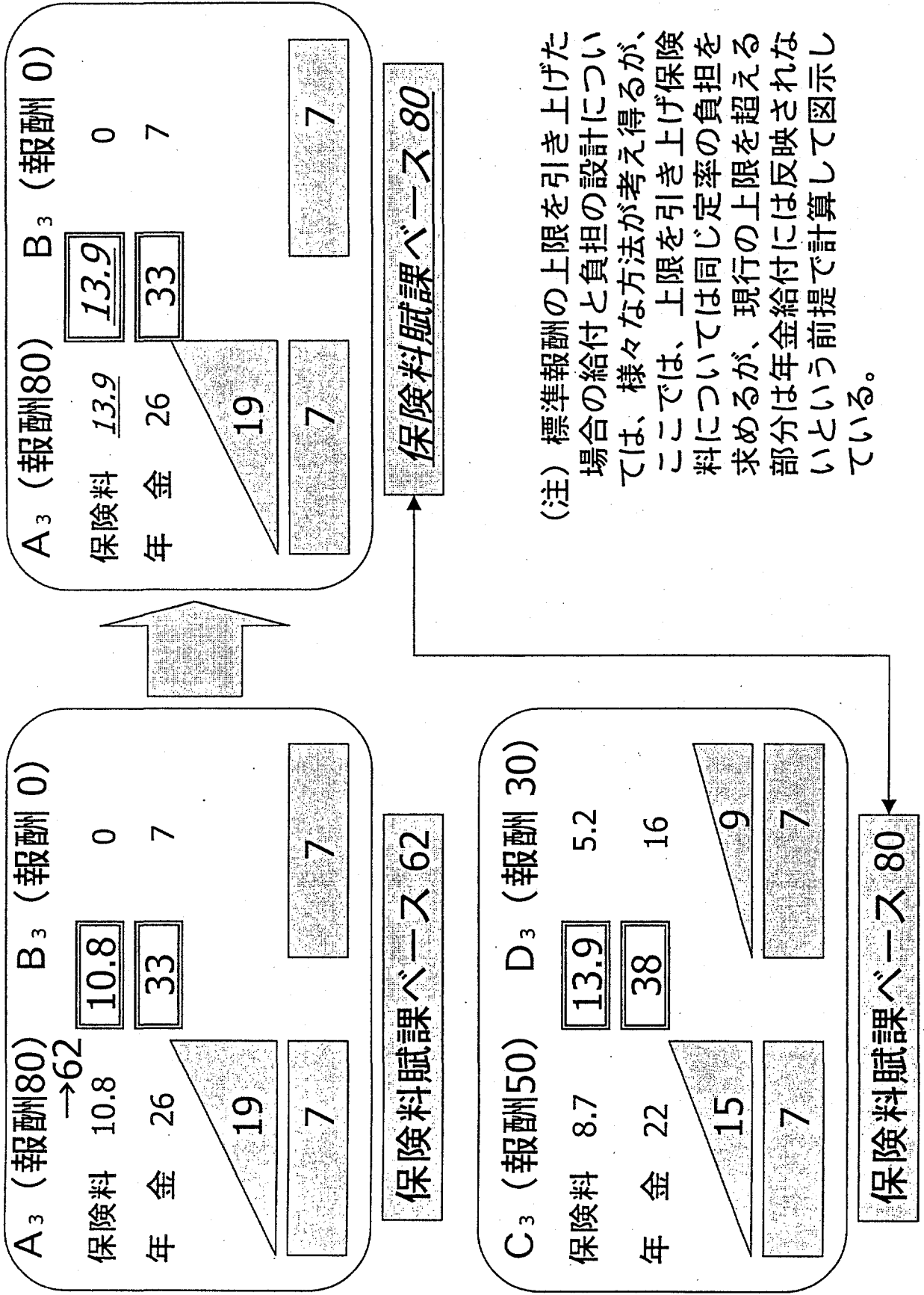
## V案の議論のポイント

第3号被保険者としてのメリットを受けられる期間を育児等の活動を行っている期間に限定することにより、第3号被保険者に係る負担についての不公平感を縮減できる。

○育児・介護期間にある者以外の被扶養配偶者の扱いについては、I～IV案の問題が残る。



# 現行の制度とVI案の比較





## VI案の議論のポイント

片働き世帯が相対的に高所得であることに着目して、高所得者の負担を引き上げることにより、実質的に第3号被保険者に係る負担についての不公平感を縮減できる。

- この措置とパート労働者の厚生年金の適用の拡大を組み合わせれば、第3号被保険者をめぐる不公平感は相当程度解消されると考えられるが、これで問題への対応として十分か（標準報酬の上限があることにより生じている基礎年金の負担の不均衡への対応のみでよいか）。
- 高所得者ならば、片働き世帯だけでなく、共働き世帯や単身世帯の者にも追加負担が課せられることとなるのではないか。
- 一定以上の報酬について、給付に反映させずに保険料負担のみを定めることは可能か。

先進諸国の公的年金の体系と女性と年金に関する制度の概要

1. 公的年金の体系

国名	公的年金の体系	対象者 (◎強制△任意×非加入)	保険料率	平均給付額
アメリカ	↑年金額 所得比例 → 現役時の所得	◎被用者 収入のある者 ◎自営業者 (年400ドル(45,560円)以上の収入のある者) ×無職	12.4% (労使折半)	[1998年] 単身: 780ドル (88,850円/106,860円) 夫婦: 1,170ドル (133,270円/160,290円)
イギリス	所得比例 定額給付	◎被用者 (週に72ポンド(13,270円)以上の収入のある者) (それ以下の低所得者は△) ◎自営業者 (年3,955ポンド(729,030円)以上の収入のある者) (それ以下の低所得者は△) △無職	22.2% (本人10.0%、事業主12.2%) 自営業者は週あたり2.0ポンド(約370円)の定額と年4,535ポンド(約835,940円)超の所得の7.0%	[1996年] 基礎年金 単身: 286ポンド (52,710円/58,920円) 夫婦: 457ポンド (84,220円/94,140円) 付加年金 全受給者: 84ポンド (15,480円/17,300円)
ドイツ	所得比例	◎被用者 (週15時間以内の短時間労働者、月620マルク(38,470円)以下の低収入者は△) △自営業者 (業種によっては◎)、無職	19.3% (労使折半)	[1997年] 労働者年金・職員年金・鉱山労働者年金の平均全受給者: 1,270マルク (78,800円/112,270円) 労働者年金全受給者: 1,055マルク (65,460円/93,260円) 職員年金全受給者: 1,491マルク (92,520円/131,800円)
フランス	老人最低保障 所得比例	◎被用者、自営業者 △無職	16.45% (本人6.65%、事業主9.8%)	[1993年] 一般制度 全受給者: 2,977万円 (55,080円/74,130円)
スウェーデン	保証年金 所得比例	◎被用者、自営業者 〔いずれも年間8,952クロネ(123,450円)以上の所得を有する者〕 ×無職	17.21% (本人7.0%、事業主10.21%) ※老齢年金のみの料率。 なお、将来的には労使折半で18.5%となる予定	[1995年] (旧制度) 基礎年金 単身: 2,799クロネ (38,600円) 夫婦: 4,577クロネ (63,120円) 付加年金 全受給者: 5,225クロネ (72,050円)

(注) 1. 平均年金額については、国によって最低加入期間に差があるため、単純に多寡を比較できない。

(アメリカ10年、イギリス 男子11年、女子9.75年、ドイツ5年、フランス1四半期、スウェーデン (旧制度) 3年)

2. 円換算レートについては、IMF による1997年平均レート (左側) 及び経済企画庁の調査による1999年平均購入力平価 (右側) を使用

2. 女性と年金に関する制度の概要

国名	パートの適用	配偶者に対する年金給付	育児期間	遺族年金
アメリカ [2000年]	収入を有する者については、雇用形態の如何を問わず適用(年金額算定の根拠となる保険料記録は、年780ドル[88,850円]以上の収入)	<p>◎配偶者年金 老齢年金又は障害年金の受給資格を有する被保険者の65歳以上の配偶者に対して、被保険者に給付される年金額の50%を給付</p> <p>配偶者自身が老齢年金、障害年金を受給している場合は、その額だけ配偶者年金は減額される。</p>	特に措置はとられていない	<p>◎養育者年金 16歳未満又は障害を有する子を養育し、再婚していない配偶者に対して被保険者の年金額の75%を支給</p> <p>◎寡婦(夫)年金 60歳以上又は障害を有する50歳以上の再婚していない配偶者に対して、被保険者の年金額の100%を支給</p>
イギリス [2001年]	週72ポンド[13,270円]未満の被用者(7年収3,955ポンド[729,030円]未満の自営業)は強制加入が免除	<p>◎配偶者年金 夫が老齢年金の受給資格を有し、受給年齢(65歳)に達している場合、60歳に達した妻には、夫の基礎年金の60%を支給(夫死亡後は、基礎年金と付加年金の100%を支給)</p> <p>妻自身が老齢年金を受給している場合には、基礎年金は満額までは併給可能、報酬比例年金は、最高限度額を超えない合計額を受給可能である。</p>	<p>◎家庭責任のための保全措置 傷病、障害者や子の世話をしているため最低稼得収入額以上の収入がないものに認められる措置。該当する期間(育児については、16歳未満)については、基礎年金の額の算定に当たって、加入すべき年数から控除(控除後の期間の下限は、有資格年の1/2(又は20年))され、より短い拠出で満額の給付を受けることが可能。</p>	<p>◎養育者手当 児童手当受給対象となる児童(16歳未満又は16~18歳の学生)を養育している者等に対し、基礎年金を支給</p> <p>◎遺族手当 死亡した時点で45歳以上65歳未満である配偶者に対して、1年間、基礎年金を支給</p> <p>◎遺族一時金 死亡した被保険者も配偶者も老齢年金の受給年齢に達していない場合、配偶者に対し、一時金を支給</p>
ドイツ [2000年]	月収630マルク[39,090円]未満かつ週の労働時間が15時間未満である場合は任意加入。 (加入しない場合でも、事業主に対して、年間2ヶ月又は50日未満の短期雇用を除き、報酬の12%に相当する保険料が賦課される。)	特段の措置はとられていない	<p>◎育児期間(子1人について出生後の3年間)は、全被保険者の平均賃金を得て保険料を納付していると見なす</p> <p>◎さらに、本年成立した改正法によって、子が10歳になるまでの間の育児をしている者で報酬が平均賃金未満の者について、平均賃金の50%~100%の範囲内で、報酬を年金計算上高く評価する措置がとられることになった。</p>	<p>◎大寡婦(夫)年金 以下の要件を満たす再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計数0.6(当初3ヶ月のみ1.0)の大寡婦(夫)年金を支給</p> <p>①18歳以下の寡婦(夫)の子、被保険者の子を養育する場合 ②45歳に達した場合 ③就労不能又は稼得不能の場合</p> <p>◎小寡婦(夫)年金 大寡婦(夫)年金の受給資格を満たさない再婚していない寡婦(夫)に、年金種別計数0.25(当初3ヶ月のみ1.0)の小寡婦(夫)年金を支給</p>

<p>フランス</p> <p>【1999年】</p>	<p>通常の労働者と同様に適用 (詳細不明)</p>	<p>特段の措置はとられていない (老齢、障害年金を受給できない65歳以上の配偶者を扶養している者に対して、被保険者の年金に加給金を加算)</p>	<p>女性の被保険者が、子の16歳になるまでの間に少なくとも9年間養育した場合、年金額の算定に当たって、子1人につき2年間加入期間が加算される。</p>	<p>◎遺族年金 亡くなった被保険者の再婚していない55歳以上の配偶者(2年以上の婚姻期間又は婚姻による子を有する配偶者が対象。離婚した者も含む)に、被保険者に対する年金の54%を支給</p> <p>◎寡婦(夫)手当 亡くなった被保険者の再婚していない55歳以上の配偶者に、3年間定額の給付を支給</p> <p>◎基礎年金 ・生活転換年金 死亡者と5年以上婚姻、同居していた65歳未満の配偶者に、6ヶ月間、死亡者の年金の90%を支給 ・延長された生活転換年金 生活転換年金支給期限後、子が12歳になるまで、生活転換年金と同額の年金を支給 ・特別遺族年金 生活転換年金支給期限後、自分の仕事の収入だけでは生活していけないと認められた場合に、65歳まで生活転換年金の1/4~3/4の年金を支給</p> <p>◎報酬比例年金 死亡者が受給者であったか、3年以上被保険者であった場合、65歳未満の配偶者に対して、基礎年金と同様の要件で、 ・生活転換年金(死亡者の年金の40%) ・延長された生活転換年金(生活転換年金と同額) ・特別遺族年金(生活転換年金の1/4~3/4)を支給</p>
<p>スウェーデン</p> <p>【2000年】</p>	<p>申告対象となる所得(年間8,952加→[123,450円]以上)を有する者は、強制加入</p>	<p>特段の措置はとられていない (低所得、無所得であり、自身の年金額が低い、又ははばい者には、保証年金が支給)</p>	<p>育児期間(子が4歳に達するまでの期間)と兵役期間については、年金権が保障される一定の配慮を行っている 育児期間については、所得の喪失や減少があった場合、 ①子の出生年の前年所得 ②16歳以上65歳未満の全加入期間の平均所得の75% ③現実の所得に基礎額(37,300加-補)を上乗せした額 の最も有利な額を年金制度上の所得として扱う</p>	<p>◎遺族年金 亡くなった被保険者の再婚していない55歳以上の配偶者(2年以上の婚姻期間又は婚姻による子を有する配偶者が対象。離婚した者も含む)に、被保険者に対する年金の54%を支給</p> <p>◎寡婦(夫)手当 亡くなった被保険者の再婚していない55歳以上の配偶者に、3年間定額の給付を支給</p> <p>◎基礎年金 ・生活転換年金 死亡者と5年以上婚姻、同居していた65歳未満の配偶者に、6ヶ月間、死亡者の年金の90%を支給 ・延長された生活転換年金 生活転換年金支給期限後、子が12歳になるまで、生活転換年金と同額の年金を支給 ・特別遺族年金 生活転換年金支給期限後、自分の仕事の収入だけでは生活していけないと認められた場合に、65歳まで生活転換年金の1/4~3/4の年金を支給</p> <p>◎報酬比例年金 死亡者が受給者であったか、3年以上被保険者であった場合、65歳未満の配偶者に対して、基礎年金と同様の要件で、 ・生活転換年金(死亡者の年金の40%) ・延長された生活転換年金(生活転換年金と同額) ・特別遺族年金(生活転換年金の1/4~3/4)を支給</p>

## 日本の第3号被保険者と同様に配偶者に対する給付を有する 国の制度との給付水準の比較

制 度 名	日 本	アメリカ	イギリス
厚生年金保険	老齢遺族障害保 険(OASDI)	国民保険	
制度上の平均 賃金(A)	36.7万円 (ボーナス込みの手 取り換算40.1万円)	\$ 2,539 (289,217円)	£ 1,707 (314,583円)
Aで満年加入し た場合の 本人給付額	基礎年金 67,017円 報酬比例部分 104,092円	\$ 1,105 (125,871円)	基礎年金週£72.5 (月換算57,890円) 付加年金週£64.2 (月換算51,269円)
配偶者給付額	基礎年金 67,017円	\$ 553 (62,992円)	基礎年金週£43.5 (月換算34,740円)
配偶者給付 本人給付	39.4%	50.0%	31.8%

※イギリスは、1999年から2010年にかけて付加年金の給付率を減額中。表中は、減額後（代替率20%）の数値を記載

主要国の女子の非労働力人口及び非労働力人口割合

(単位:千人)

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス	スウェーデン
20歳～59歳の人口	35,480	76,021	12,255 (20～49歳)	22,250	15,894	2,331
20歳～59歳の非労働力人口	11,970	18,962	2,991 (20～49歳)	6,047	4,430	440
20歳～59歳の非労働力人口割合	33.7%	24.9%	24.4% (20～49歳)	27.2%	27.9%	18.9%

(人口単位:千人、労働力率:%)

(参考)主要国の年齢階級別労働人口及び労働力率

年齢区分(歳)	日本		アメリカ		イギリス		ドイツ		フランス		スウェーデン	
	人口	労働力率	人口	労働力率	人口	労働力率	人口	労働力率	人口	労働力率	人口	労働力率
20～24	4,220	72.7	9,069	73.2	1,689	69.6	2,129	68.1	1,869	44.8	256	59.4
25～29	4,890	69.9	9,408	76.9	4,405	75.1	2,492	75.1	2,146	78.3	291	77.0
30～34	4,340	57.1	10,003	75.9			3,239	76.2	2,170	78.0	317	83.0
35～39	3,990	61.4	11,352	76.2			3,249	77.0	2,193	79.4	294	86.1
40～44	3,880	69.3	11,314	78.2	6,160	77.6	3,003	79.8	2,148	80.4	288	87.5
45～49	4,510	71.8	9,880	78.9			2,856	78.3	2,137	79.5	293	88.1
50～54	5,190	68.2	8,371	74.0			2,359	70.5	1,863	74.6	326	85.6
55～59	4,460	58.7	6,624	61.8			2,923	55.3	1,367	50.9	266	78.9
合計	35,480	66.3	76,021	75.1	12,255 (20～49歳)	75.6	22,250	72.8	15,894	72.1	2,331	81.1

資料出所: 日本一総務省統計局「労働力調査」

フランス一Institut national de la statistique et des études économiques(INSEE)「Annuaire Statistique de la France 2001」  
その他の国一ILO「Yearbook of Labour Statistics 2000」

(注) データは日本は2000年、その他は1999年のデータである

世帯単位でみた給付と負担の均衡

- 専業主婦世帯・共働き世帯ともに、所得が同一であれば同一の負担をしている。
- 専業主婦世帯・共働き世帯ともに、負担が同一であれば負担に応じて同一の給付となる。

専業主婦世帯 (世帯所得50万円)

〈負担〉	
夫	$50万円 \times 17.35 / 2 = 4.3万円$
妻	0円
世帯計	4.3万円

〈給付〉	
夫	50万円分の厚生年金
妻	基礎年金
世帯計	50万円分の厚生年金 + 2人分の基礎年金

共働き世帯 (世帯所得50万円)

〈負担〉	
夫	$30万円 \times 17.35 / 2 = 2.6万円$
妻	$20万円 \times 17.35 / 2 = 1.7万円$
世帯計	4.3万円

〈給付〉	
夫	30万円分の厚生年金
妻	20万円分の厚生年金
世帯計	50万円分の厚生年金 + 2人分の基礎年金

(注) 給付における50万円、30万円、20万円は、裁定時の標準報酬月額額の平均ではない。

第3号被保険者本人が定額保険料を負担することとした場合

第3号被保険者本人が定額の保険料を負担することとした場合、

- 専業主婦世帯の負担が増加し、共働き・単身世帯の負担は減少する。特に低所得の専業主婦世帯の負担が大きく増加。
- 第3号被保険者本人が支払う定額保険料の総額は、厚生年金保険料率の1.35%相当に換算される。

【参考一個別世帯への影響】（平成10年度時点で、仮に試算した場合）

- 前提：○ 第3号被保険者が第1号被保険者として13,300円/月の定額保険料を厚生年金保険に納め、その保険料収入に見合う分だけ、第2号被保険者の厚生年金保険料を引き下げることとした場合の試算（平成10年度予算値、負担額は本人負担分のみ）。
- 厚生年金保険料率を引き下げない考え方もある。

保険料率の変化

現行：17.35%（本人負担分；8.675%）  
 変更後：16%（本人負担分；8%）

夫：月収50万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	43,375円	40,000円
妻	—	13,300円
計	43,375円	53,300円
	負担の変化	+ 9,925円

夫：月収30万円・妻：月収20万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	26,025円	24,000円
妻	17,350円	16,000円
計	43,375円	40,000円
	負担の変化	▲ 3,375円

夫：月収25万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	21,688円	20,000円
妻	—	13,300円
計	21,688円	33,300円
	負担の変化	+ 11,612円

夫：月収15万円・妻：月収10万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	13,013円	12,000円
妻	8,675円	8,000円
計	21,688円	20,000円
	負担の変化	▲ 1,688円



専業主婦がいるサラリーマンのサラリーマンの夫の保険料に専業主婦の保険料を上乗せすることとした場合

専業主婦がいるサラリーマンの夫の保険料に専業主婦の保険料を上乗せすることとした場合、

- 専業主婦世帯は同一所得でも共働き世帯に比べて重い負担を課せられることとなり、同一所得・同一負担の原則が崩れる。

【参考一個別世帯への影響】（平成10年度時点で、仮に試算した場合）

前提：○ 第3号被保険者は、平均的に第1号被保険者と同額の保険料を配偶者の保険料に上乗せする形で厚生年金保険に納め、その保険料収入に見合う分だけ第2号被保険者である厚生年金保険料を引き下げることとした場合の試算。なお、配偶者の有無による一般男子の標準報酬月額の違いを考慮し、事業主も専業主婦の保険料を負担（労使折半の使用分）するものとした（平成10年度予算値、負担額は本人負担分のみ）。

- 厚生年金保険料率を引き下げない考え方もある。

保険料率の変化

現行：17.35%（本人負担分；8.675%）

変更後：

専業主婦世帯の世帯主；19.3%（本人負担分；9.65%）  
それ以外；16%（本人負担分；8%）

夫：月収50万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	43,375 円	48,250 円
妻	—	—
計	43,375 円	48,250 円
	負担の変化	+ 4,875 円

夫：月収25万円・妻：専業主婦

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	21,688 円	24,125 円
妻	—	—
計	21,688 円	24,125 円
	負担の変化	+ 2,437 円

夫：月収30万円・妻：月収20万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	26,025 円	24,000 円
妻	17,350 円	16,000 円
計	43,375 円	40,000 円
	負担の変化	▲ 3,375 円

夫：月収15万円・妻：月収10万円

	現在の負担額	変更後の負担額
夫	13,013 円	12,000 円
妻	8,675 円	8,000 円
計	21,688 円	20,000 円
	負担の変化	▲ 1,688 円